

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第117号

見知らぬ業者から電話で「**医療機関**が厚生労働省の許可を得て**医療機関債を発行**している。人工透析ができる医療機関が不足しているので、増やすために資金を集めている。**年利約4%の高い利息**が付いて5年後**元本が戻る**」と勧誘を受けた。断ったのに、後

日業者が**突然**家に来て**しつこく勧誘**してきたので、断りきれず**一口50万円**を4口分、**計200万円**購入することにし、申込書を書いた。後で資料をよく見ると「医療機関債は**金銭消費貸借契約**である」とあるが、そのような話は聞いていない。**どのような契約かわからず**怪しいのでやめたい。(70歳代 女性)



新手のもうけ話! 医療機関債のトラブル

ひとこと 助言

気をつけてね



見守るくん

- 2011年度に入り、電話や訪問でしつこく「医療機関債」の勧誘をされるトラブルの相談が寄せられています。
- 勧誘時には「医療機関債」の他に、「病院債」「医療債」「病院への投資」などという言葉が用いられ、「国債と同じ」「貯金のようなもの」「高い利息が付く」などのセールストークが使われています。
- 医療機関債の契約は、消費者側が貸し手となるお金の貸し借り(金銭消費貸借契約)であり、国債や預貯金とはリスクが大きく異なります。借り手である医療法人(病院)の経営が悪化して倒産した場合などは全損の恐れもある取引です。
- 業者の話をうのみにせず、強引に勧誘されても少しでも不審な点や分からない点があるときはきっぱりと断りましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。